

施設整備予定地の第 2 次選定の進め方について（案）

1 基本条件の設定

第 2 次選定では，候補地を段階的に絞り込み，第 3 次選定で評価する候補地を選定する。

そのための基本条件として，以下のとおり選定する。

(1) 候補地の面積

他都市等の施設の実績に基づく検討結果から，施設整備に係る最小限の面積について，焼却施設単独の場合は 12,000m²，破砕選別施設を併設する場合は 17,000m²と算定される。

そこで，12,000m²以上確保できる箇所を候補地の基本条件とする。

(2) 現在地（日乃出清掃工場）

現在地における日乃出清掃工場の建物を活用した抜本的なプラント改修の可能性について検討することとし，現在地についても候補地として扱う。

2 候補地のリストアップ（10 か所程度）

(1) 候補地の抽出

候補地の抽出にあたっては，以下の条件を前提に，ネガティブマップで示した回避地域以外の地域を対象として抽出する。

- ・ 国道，道道および都市計画道路（整備予定を含む）から概ね 2 km 以内の地域
- ・ 市有地（未利用地（平成 28 年 9 月末現在））
- ・ 民有地等（国，道，民間の未利用地（平成 28 年 9 月末現在））

(2) 候補地の除外

抽出した候補地から地形，地質等の要件を考慮して施設整備に適さない候補地を除外する。

除外にあたっての判定基準は，各要件に基準値等を設定し，当該値等を満たさない候補地を除外する。

ア 除外要件

(ア) 地形，地質

- ・ 地形：土地の高低差が大きいと造成による面積の縮小，事業費の増加が想定されることから，高低差が 20m 程度以上の候補地を除外する。
> 判定基準 土地の高低差が 20m 程度以上
- ・ 地質：泥炭等の軟弱地盤は，建築物の基礎処理はもとより舗装等に対しても大規模な沈下対策等が想定され，多額の事業費の増加が見込まれ

ることから，建設候補地として不適である。

＞判定基準 泥炭等の軟弱地盤の有無

(イ) 周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・地域の歴史を継承していくため，周知の埋蔵文化財包蔵地がある土地を除外する。

＞判定基準 周知の埋蔵文化財包蔵地の有無（近接含む）

3 候補地の絞り込み（数か所）

候補地を数か所に絞り込むための選定要件，評価基準等については，「2 候補地のリストアップ（10 か所程度）」の結果を踏まえて，検討をする。